

立川市表彰条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 13 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行による。

立川市表彰条例の一部を改正する条例

立川市表彰条例（昭和35年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(市民表彰)</p> <p>第3条 市民表彰は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するものに対して行う。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(職員表彰)</p> <p>第5条 ……略……</p> <p>2 業績表彰は、一般職の職員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認められる場合において、その職員に対して行う。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>3 ……略……</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第9条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、第2条の2から第5条までに規定する該当者であっても、この条例を適用しない。</p> <p>(1) ……略……</p> <p><u>(2)</u> 破産手続開始の決定を受け復権しない者</p> <p><u>(3)</u> 懲戒によりその職を免じられた者</p> <p><u>(4)</u> その他不相当と認められる者</p>	<p>(市民表彰)</p> <p>第3条 市民表彰は、次の各号の<u>一に</u>該当するものに対して行う。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(職員表彰)</p> <p>第5条 ……略……</p> <p>2 業績表彰は、一般職の職員が次の各号の<u>一に</u>該当すると認められる場合において、その職員に対して行う。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>3 ……略……</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第9条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、第2条の2から第5条までに規定する該当者であっても、この条例を適用しない。</p> <p>(1) ……略……</p> <p><u>(2)</u> <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>(3)</u> 破産手続開始の決定を受け復権しない者</p> <p><u>(4)</u> 懲戒によりその職を免じられた者</p> <p><u>(5)</u> その他不相当と認められる者</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。